

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へお知らせです！！

中小企業庁 平成 27 年度補正予算（平成 28 年実施）事業

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは・・・

小規模事業者（裏面参照）の持続的な経営に向け、経営計画に基づいて実施する販路開拓（創意工夫による売り方やデザインの改変等）の取り組みを支援するため、**50万円**（補助率2/3）を上限にその取り組み費用に対し補助します。

- ・雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者、海外展開に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。※連携する小規模事業者数によります。

小規模事業者が経営計画の作成や販路拡大の実施の際には、西秩父商工会の指導・助言を受けられます。

【対象となる販路開拓の取り組みの一例】

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、ホームページやチラシを作成

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路先の開拓を求めた、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って、商品パッケージのデザインを一新 など

★新たな事業計画のアイディア・実行力があればぜひ本補助金に取り組んでみてください★

★本補助金の公募は今回1回限り（裏面参照）の予定です。★

事業概要は裏面をご確認ください

本事業の申請希望企業は、専門家による事業計画書作成研修会【集団指導・個別指導】が予定されております。（4月上旬：秩父郡市1カ所にて）

申請希望者は必ず西秩父商工会までお問い合わせください。

本補助金に関する申請及びお問い合わせ・相談は
西秩父商工会 ☎0494-75-1381まで

【小規模事業者持続化補助金 概要】

◆補助対象事業者◆

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（法人及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が下記表に該当する事業者であること

卸売業・小売業	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業）	常時使用する従業員数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数	20人以下

◆対象となる事業◆

経営計画に基づき、**商工会の支援を受けながら**実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費◆

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合のみ）委託費、外注費

◆補助率・補助金額◆

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助金額 上限50万円

（雇用の増加を伴う取り組む事業者は上限100万円）

※複数事業者が連携する場合は上限は100万円から500万円です。）

申請から補助金受領までの手続き

①経営計画書・補助事業計画書の作成

①は、商工会の指導・助言を受けられます。

②西秩父商工会を通じて送付締切までに

埼玉県商工会連合会（補助金事務局）へ申請書類一式を送付

③全国商工会連合会による申請書類の審査・採択・交付決定

④販路開拓の取り組みの実施

⑤西秩父商工会を通じて所定の期限までに実績報告書等を提出

⑤についても、商工会の指導・助言を受けられます。

⑥全国商工会連合会による報告書などの確認

⑦報告書の不足・不備が無いことの確認が終わり次第、補助金額を請求・受領（精算払い）

◆小規模事業者持続化補助金手続き期限等◆（平成27年度補正予算）

申請受付開始	平成28年2月26日（金）
西秩父商工会経由で埼玉県商工会連合会への申請書類一式の送付締切	平成28年5月13日（金） ※締切日当日消印有効
採択結果公表	平成28年6月下旬予定
実施期間（交付決定通知書受理後）	平成28年12月31日（土）

※本補助事業に関する詳しい情報は西秩父商工会へお問い合わせください。